

平成29年2月22日

企業会計基準委員会 御中

宝印刷グループ
株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

実務対応報告公開草案第48号

「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見

平成28年12月22日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

質問1

公共施設等運営権の取得時の会計処理、減価償却の方法及び耐用年数、減損損失の認識の判定及び測定における資産のグルーピング、並びにプロフィットシェアリング条項に基づき各期に算定された支出額の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以下の理由により同意します。

プロフィットシェアリング条項に基づく各期の支出額については、公共施設等運営権を取得した時点で当該金額を見積ることは実務上困難であり、当該支出額は算定の対象となった収益が発生した期に算定又は合理的な見積りが可能となるため、当該期に認識することが適切であると考えます。また、当該支出は将来の収益獲得に貢献せず、また、収益を獲得する取引とは別個の取引であると考えられるため支出額を費用として認識することが合理的であると考えます。

質問2

更新投資に係る資産及び負債の計上、並びに更新投資に係る資産の減価償却の方法及び耐用年数に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以下についてご提案致します。

・公開草案第12項(2)において、更新投資を実施する以前であっても、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができることとなった期において、「当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額を資産として計上する」ことが、(1)の会計処理との関連でも合理的ではないかと考えます。

質問3

表示及び注記事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

以下についてご提案致します。

・第20項「(3)更新投資に係る事項」については、第12項(1)に「資本的支出に該当する部分(所有権が管理者等に帰属するものに限る。以下同じ。)」と記載があるものの、(3)更新投資に係る注記が、当該内容に限定されていることが分かりづらいと思われれます。例えば、第20項(3)において「(3)更新投資に係る事項(資本的支出に該当する部分で、所有権が管理者等に帰属するものに限る)」と括弧書きを追加するか又は、結論の背景(57項等)で説明するなど、注記の範囲がより明確になるよう記載された方がよいのではないかと考えます。

・第20項(3)④の注記は、将来行われる更新投資に係る注記と考えられるため、「翌期以降に支出すると見込まれる更新投資のうち」は「翌期以降に実施すると見込まれる更新投資のうち」とされた方がよいのではないかと考えます。

・更新投資に関する概要を明確にする趣旨から、第20項(3)更新投資に係る事項の注記について、⑤を追加することで、更新投資に係る会計処理がより明確化されるのではないかと考えます。

⑤当連結会計年度において新たに資産計上した更新投資の内容及び金額

・注記事項として、第6項、第14項の見積りの変更が行われた場合には、変更の概要及び影響額を注記することを注記事項として記載するのがよいのではないかと考えます。

質問4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

特になし。

以上